

令和 5 年

市議会 5 月臨時会議案参考資料

知立市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(承認第 1 号、参考資料)

改正後	改正前			
附 則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条 法附則第30条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第 3 項に規定する車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 2 法附則第30条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略	附 則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条 法附則第30条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第 3 項に規定する車両番号の指定（次項から第 8 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 2 法附則第30条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 3 法附則第30条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第446条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第 2 号ア(イ)</td><td>3, 900円</td><td>2, 000円</td></tr></table>	第 2 号ア(イ)	3, 900円	2, 000円
第 2 号ア(イ)	3, 900円	2, 000円		

改正後	改正前															
	<table><tr><td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>1万800円</td><td>5,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr></table>	第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円	1万800円	5,400円	第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円					
第2号ア(ウ) a	6,900円		3,500円													
	1万800円	5,400円														
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														
	4 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。															
	<table><tr><td>第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>1万800円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr></table>	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円	1万800円	8,100円	第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円		
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円														
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円														
	1万800円	8,100円														
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														
	5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。															
	6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、															

改正後	改正前
3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける<u>三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）</u>（営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u> 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u> （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2・3 略	<u>当該軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける<u>三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）</u>に対する第75条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2・3 略

知立市税条例改正の要旨

税目	項目	関係条文	改正の内容	適用時期
軽自動車税	グリーン化特例 (軽課) の延長	条例 附則第16条	種別割のグリーン化特例 (軽課) について、特例の期間を 3 年間 (一部は 2 年間) 延長するもの	令和 5 年 4 月 1 日から